

埼玉県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画

平成19年11月

埼玉県

目 次

はじめに	1
第1 基本事項	2
1 趣 旨	2
2 計画期間	2
3 対象区域	2
4 対象物	2
5 処分先	2
6 その他	2
第2 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の発生量、保管量及び処分量の見込み	3
1 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管量	3
2 ポリ塩化ビフェニル電気工作物の使用量	4
3 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の発生量、保管量及び処分量の見込み	5
(1) 高圧トランス等のポリ塩化ビフェニル廃棄物	5
(2) 柱上トランス等のポリ塩化ビフェニル廃棄物	6
(3) その他のポリ塩化ビフェニル廃棄物	6
第3 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実かつ適正な処理の体制の確保	7
1 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理の体制の現状	7
(1) 高圧トランス等のポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分	7
(2) 柱上トランス等のポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分	7
(3) その他のポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分	8
2 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理の体制の確保のための方策	8
(1) ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管している事業者	8
(2) ポリ塩化ビフェニル電気工作物を使用している事業者	9
(3) 収集運搬業者	9
(4) 県及び政令市	9
3 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理施設の整備に関する事項	10
4 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の広域的な処理の体制	10
第4 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実かつ適正な処理の推進	11
1 監視及び指導に関する事項	11
2 関係地方公共団体との連携	11
3 県民及び事業者の理解を深めるための方策	11

はじめに

ポリ塩化ビフェニルは、電気絶縁性が高い、熱で分解しにくい、不燃性であるなど化学的に安定した性質を有することから、電気機器の絶縁油、熱交換器の熱媒体など様々な用途で使われていた。

しかし、食用油の製造過程で熱媒体として使用されていたポリ塩化ビフェニルが食用油の中に混入し、これを摂取した人たちに健康被害を発生させたカネミ油症事件が昭和43年に起き、ポリ塩化ビフェニルの毒性が問題化した。さらに、世界各地の魚類や鳥類の体内からポリ塩化ビフェニルが検出されるなど、ポリ塩化ビフェニルによる汚染が社会問題となり、昭和48年10月に制定された化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和48年法律第117号）に基づき、昭和49年6月からは、ポリ塩化ビフェニルの製造、輸入が事実上禁止になっている。

その後30年以上経過したが、ポリ塩化ビフェニルの処理体制は整わず、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管が長期化して、管理の不徹底や事業所の閉鎖に伴うポリ塩化ビフェニル廃棄物の紛失が発生し、環境汚染の進行が懸念されている。

このような状況から、平成13年7月にポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成13年法律第65号。以下「特別措置法」という。）が施行され、平成28年7月までにポリ塩化ビフェニル廃棄物を処分することになり、この法律に基づき国が策定した「ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画」で、拠点的広域処理施設を全国で5箇所整備することとなった。

平成14年4月、東京都、埼玉県、千葉県及び神奈川県（以下「一都三県」という。）のポリ塩化ビフェニル廃棄物を広域的に処分する施設の整備について国から東京都に要請があり、東京都が提示した安全性確保等の受入条件の遵守を前提に、地元の理解を得て、東京都は中央防波堤内側埋立地にポリ塩化ビフェニル廃棄物処理施設の設置を受け入れた。

環境事業団は、平成14年11月に一都三県のポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分を行う東京事業について、環境大臣の認可を得て、都市計画決定や環境影響評価、その他の法的手続を進めた。その後、法律改正により環境事業団から事業を継承した日本環境安全事業株式会社は、平成16年7月にポリ塩化ビフェニル廃棄物処理施設の建設工事に着手し、平成17年11月に処理が開始されたところである。

これによりポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理体制の大枠が整ったことから、事業者及び行政の役割分担を明確化し、相互に連携してポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実かつ適正な処理を推進するため、特別措置法第7条に基づき、本処理計画を策定する。

第1 基本事項

1 趣 旨

本計画は、特別措置法第7条の規定に基づき、「埼玉県廃棄物処理基本計画」及び国の「ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画」に即して定めるポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実かつ適正な処理に関する計画である。

2 計画期間

平成19年11月から平成28年7月まで

特別措置法第10条の規定により政令で定める期間（特別措置法の施行の日から15年）を計画期間とする。

3 対象区域

埼玉県全域

4 対象物

特別措置法第2条第1項（注）に定めるポリ塩化ビフェニル廃棄物のうち埼玉県内で保管されているもの

5 処分先

県内のポリ塩化ビフェニル廃棄物は、国の「ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画」に基づき、拠点的広域処理施設の一つとして一都三県の区域を対象とする東京都内に整備された東京ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理施設において処分することを基本とする。

6 その他

本計画は、「埼玉県廃棄物処理基本計画」及び国の「ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画」の見直し及びポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理体制の状況等の変化を勘案して、必要な見直しを行うこととする。

注 特別措置法第2条第1項：この法律においてポリ塩化ビフェニル廃棄物とは、ポリ塩化ビフェニル、ポリ塩化ビフェニルを含む油又はポリ塩化ビフェニルが塗布され、染み込み、付着し、若しくは封入された物が廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条第1項に規定する廃棄物をいう。）となったもの（環境に影響を及ぼす恐れのないものとして政令で定めるものを除く。）をいう。

第2 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の発生量、保管量及び処分量の見込み

1 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管量

県内のポリ塩化ビフェニル廃棄物の種類別の保管量は、表1のとおりである。

表1 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管量（平成16年3月31日現在）

種 別	単 位	保 管 量 (注1)
高 圧 ト ラ ン ス	台	882
高 圧 コ ン デ ン サ	台	12,689
低 圧 ト ラ ン ス	台	2,006
低 圧 コ ン デ ン サ	台	48,266
柱 上 ト ラ ン ス (注2)	台	107,656
安 定 器	個	113,103
ポ リ 塩 化 ビ フ ェ ニ ル	kg	552
ポ リ 塩 化 ビ フ ェ ニ ル を 含 む 油	kg	22,307
柱 上 ト ラ ン ス の 油 (注3)	kg	48,944
感 圧 複 写 紙	kg	2,339
ウ エ ス	kg	1,059
汚 泥	kg	2,550
微量ポリ塩化ビフェニル含有機器(注4)	台	169
そ の 他 機 器 等	台	10,352

注1 保管量は、特別措置法第8条の規定による届出から集計した。

なお、この他にドラム缶等各種容器にまとめて保管している場合など、台数や重量で計上できないものがある。また、ポリ塩化ビフェニル、ポリ塩化ビフェニルを含む油、柱上トランスの油、感圧複写紙、ウエス及び汚泥については、体積で計上された分について1リットル=1kgとして重量に換算して集計した。

注2 「柱上トランス」とは、微量のポリ塩化ビフェニルが混入した絶縁油を含む、電柱上に設置するトランスで、東京電力株式会社が所有するものをいう。

注3 「柱上トランスの油」とは、柱上トランスから抜き取った微量のポリ塩化ビフェニルが混入した絶縁油で、東京電力株式会社が所有するものをいう。

注4 「微量ポリ塩化ビフェニル含有機器」とは、微量のポリ塩化ビフェニルが混入した絶縁油を含む機器で、東京電力株式会社の柱上トランス以外のものをいう。

2 ポリ塩化ビフェニル電気工作物の使用量

県内のポリ塩化ビフェニルを含む使用中の機器等（以下「ポリ塩化ビフェニル電気工作物」という。）の種類別の使用量は、表2のとおりである。

表2 ポリ塩化ビフェニル電気工作物の使用量（平成16年3月31日現在）

種 別	単 位	使用量 (注1)
高 圧 ト ラ ン ス	台	882
高 圧 コ ン デ ン サ	台	1,442
低 圧 ト ラ ン ス	台	7
低 圧 コ ン デ ン サ	台	912
柱 上 ト ラ ン ス (注2)	台	69,000
安 定 器	個	11,997
ポ リ 塩 化 ビ フ ェ ニ ル	Kg	1
ポ リ 塩 化 ビ フ ェ ニ ル を 含 む 油	Kg	0
柱 上 ト ラ ン ス の 油 (注3)	Kg	0
微量ポリ塩化ビフェニル含有機器(注4)	台	3
そ の 他 機 器 等	台	241

注1 使用量は、特別措置法第8条の規定による届出から集計した使用状況及び電気事業法（昭和39年法律第170号）第106条の規定に基づく電気関係報告規則（以下「報告規則」という。）第4条の規定による届出から集計したポリ塩化ビフェニル電気工作物の使用量の合計を集計した。

なお、報告規則に規定する電気工作物である変圧器を高圧トランスとし、電力用コンデンサーを高圧コンデンサとした。

注2 「柱上トランス」とは、微量のポリ塩化ビフェニルが混入した絶縁油を含む電柱上に設置するトランスで、東京電力株式会社が所有するものをいう。

なお、使用量は、東京電力株式会社による報告により把握した数量である。

注3 「柱上トランスの油」とは、柱上トランスから抜き取った微量のポリ塩化ビフェニルが混入した絶縁油で、東京電力株式会社が所有するものをいう。

なお、使用量は、東京電力株式会社による報告により把握した数量である。

注4 「微量ポリ塩化ビフェニル含有機器」とは、微量のポリ塩化ビフェニルが混入した絶縁油を含む機器で、東京電力株式会社の柱上トランス以外のものをいう。

3 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の発生量、保管量及び処分量の見込み

(1) 高圧トランス等のポリ塩化ビフェニル廃棄物

高濃度のポリ塩化ビフェニルを含む高圧トランス、高圧コンデンサ、安定器及びポリ塩化ビフェニルを含む油等の発生量、保管量及び処分量の見込みは表3のとおりであり、原則として平成19年11月から(注1)、東京ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理施設の稼働期間である平成27年3月までに処分するものとする。

表3 高圧トランス等のポリ塩化ビフェニル廃棄物の発生量、保管量及び処分量の見込み

種別	単位	保管量(A) (注2)	発生量(B) (注3)	処分量の見込み (A+B)
高圧トランス	台	882	882	1,764
高圧コンデンサ	台	12,689	1,442	14,131
低圧トランス	台	2,006	7	2,013
低圧コンデンサ	台	48,266	912	49,178
安定器	個	113,103	11,997	125,100
ポリ塩化ビフェニル	kg	552	1	553
ポリ塩化ビフェニルを含む油	kg	22,307	0	22,307
その他機器等	台	10,352	241	10,593

注1 東京都内のポリ塩化ビフェニル廃棄物は、東京都が国に示した処理施設受入れ時の受入条件により平成22年度までに処理を完了することとされている。この受入条件を踏まえて、一都三県等で構成する「東京ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理事業に係る首都圏広域協議会」において調整を行った結果、平成17年度及び平成18年度は原則として東京都内保管分を処理することとし、埼玉県、千葉県及び神奈川県内保管分については平成19年度中に処理を開始することとなっている。

ただし、処理開始以前であっても容器からポリ塩化ビフェニルが漏れるなど緊急に処理が必要な場合及び保管事業者が倒産するなど適正な保管を行えないことが懸念される場合には、適宜調整を行うこととなっている。

注2 平成16年3月31日現在のポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管量

注3 平成16年3月31日現在のポリ塩化ビフェニル電気工作物が、平成27年3月までに全て使用中止されポリ塩化ビフェニル廃棄物となるとして推計した。

(2) 柱上トランス等のポリ塩化ビフェニル廃棄物

東京電力株式会社が県内で保管する微量のポリ塩化ビフェニルが混入した絶縁油を含む柱上トランス等の発生量、保管量及び処分量の見込みは表4のとおりである。この全てを平成28年7月までに処分する。

表4 柱上トランス等のポリ塩化ビフェニル廃棄物の発生量、保管量及び処分量の見込み

種別	単位	保管量(A) (注1)	発生量(B) (注2)	処分量の見込み (A+B)
柱上トランス	台	107,656	69,000	176,656
柱上トランスの油	Kg	48,944	0	48,944

注1 平成16年3月31日現在のポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管量

注2 平成16年3月31日現在の柱上トランス及び柱上トランスの油が、平成28年7月までに使用中止されポリ塩化ビフェニル廃棄物となるとして推計した。

(3) その他のポリ塩化ビフェニル廃棄物

上記の(1)及び(2)以外のポリ塩化ビフェニル廃棄物として、ポリ塩化ビフェニルを含む感圧複写紙、ウエス、汚泥及び微量ポリ塩化ビフェニル含有機器がある。

これらの処理方策については、国において検討が進められており、処理の体制が確立された時点で、処分量に見込むものとする。

第3 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実かつ適正な処理の体制の確保

1 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理の体制の現状

日本環境安全事業株式会社（注）は、国の「ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画」に基づき、拠点的広域処理施設の一つとして整備した下記（1）の処理施設において、第2の3（1）の表3に掲げるポリ塩化ビフェニル廃棄物を処分する。

東京電力株式会社は、下記の（2）の処理施設等において、第2の3（2）の表4に掲げるポリ塩化ビフェニル廃棄物を処分する。

第2の3（3）の「その他のポリ塩化ビフェニル廃棄物」の処分については、下記の（3）のとおりである。

注 日本環境安全事業株式会社は、旧環境事業団のポリ塩化ビフェニル廃棄物処理事業等を承継して平成16年4月1日に100%政府出資により設立された法人

（1）高圧トランス等のポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分

- | | |
|----------|--|
| ア 事業者 | 日本環境安全事業株式会社 |
| イ 事業所の名称 | 東京ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理施設 |
| ウ 住所 | 東京都江東区青海二丁目地先（中央防波堤内側埋立地内） |
| エ 敷地面積 | 約30,000㎡ |
| オ 処理能力 | 2トン/日（ポリ塩化ビフェニル分解量） |
| カ 対象物 | 一都三県の区域内に存する表3に掲げる種別のポリ塩化ビフェニル廃棄物（高圧トランス、高圧コンデンサ、安定器等） |
| キ 処理方式 | 水熱酸化分解法（注） |
| ク 事業予定 | 平成17年11月から平成28年3月まで
（施設の稼働期間は平成17年11月から平成27年3月まで） |

注 高温、高圧の水中で、ポリ塩化ビフェニルを二酸化炭素、塩化ナトリウム及び水に分解する処理方式

（2）柱上トランス等のポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分

- | | |
|----------------------|------------------|
| ア 東京電力株式会社の柱上トランスの処分 | |
| （ア）事業者 | 東京電力株式会社 |
| （イ）事業所の名称 | 川崎リサイクルセンター |
| （ウ）住所 | 神奈川県川崎市川崎区扇島4-16 |

- (エ) 敷地面積 31,700㎡
- (オ) 処理能力 低濃度ポリ塩化ビフェニル油 6,600リットル/日
容器洗浄 140トン/日
- (カ) 対象物 東京電力株式会社^が供給区域^(注1)で使用していた柱上
トランス
- (キ) 処理方式 脱塩素化分解法^(注2)、洗浄処理

注1 東京電力株式会社の供給区域は、栃木県、群馬県、茨城県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県及び静岡県の一部である。

注2 アルカリ剤を利用し、約200℃、常圧で反応させ、ポリ塩化ビフェニルを塩化ナトリウム等に分解する処理方式

イ 東京電力株式会社の柱上トランスの油の処分

現時点での処理を行う施設等は未定であるが、平成28年7月までに処分する。

(3) その他のポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分

第2の3(3)で述べたとおり、これらの処理については、国において検討が進められている状況であり、現時点での処分先等は未定である。

県では、国の検討状況の把握に努め、把握した情報の周知に努めていく。

2 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理の体制の確保のための方策

ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管している事業者、ポリ塩化ビフェニル電気工作物を使用している事業者、収集運搬業者、県及び政令市（さいたま市及び川越市）^(注)は、それぞれの役割を果たすことにより、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実かつ適正な処理を推進する。

注 平成18年4月1日以降、特別措置法第19条第1項及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律第24条の2第1項に定める政令市をいう。県内では、さいたま市及び川越市である。

(1) ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管している事業者

ア ポリ塩化ビフェニル廃棄物は、自らの責任において、漏えい、飛散又は紛失することのないよう確実かつ適正に保管する。

イ 保管及び処分の状況については、毎年度県又は政令市に届け出る。

ウ 表3に掲げるポリ塩化ビフェニル廃棄物は平成27年3月までに、表4に掲げるポリ塩化ビフェニル廃棄物は平成28年7月までに処分する。

エ ポリ塩化ビフェニル廃棄物の運搬や搬出などのために機器の分解が必要な場合は、ポリ塩化ビフェニルが漏えい、飛散しない方法で実施する。

(2) ポリ塩化ビフェニル電気工作物を使用している事業者

ア ポリ塩化ビフェニル電気工作物は、絶縁油が漏えい若しくは飛散又は紛失しないよう適正に管理する。

イ 表2に掲げるポリ塩化ビフェニル電気工作物のうち表3に掲げる物については平成27年3月までに、柱上トランス、柱上トランスの油及び微量ポリ塩化ビフェニル含有機器については、平成28年7月までに使用を中止し処分する。

(3) 収集運搬業者

ア ポリ塩化ビフェニル廃棄物の収集運搬中の漏えい及び飛散を防止するため、国が定めた「ポリ塩化ビフェニル廃棄物収集・運搬ガイドライン」を遵守するとともに、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を処理施設に運搬する場合は、処分事業者が定める受入基準を遵守する。

イ 車両事故などによる運搬中のポリ塩化ビフェニル廃棄物の漏えい及び飛散に迅速かつ的確に対処するため、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物収集・運搬ガイドライン」に従い、緊急時の連絡先や必要な措置を記載した緊急時対応マニュアルを定め、緊急時の対応を明確にする。

ウ ポリ塩化ビフェニル廃棄物を安全かつ確実に収集運搬するため、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の収集運搬に従事する者に対して、収集運搬の方法、緊急時の対応など必要な事項を教育する。

(4) 県及び政令市

ア ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管している事業者及びポリ塩化ビフェニル電気工作物を使用している事業者に対し、ポリ塩化ビフェニル廃棄物又はポリ塩化ビフェニル電気工作物を紛失することのないよう、保管及び使用の状況を調査するとともに、必要に応じ立入調査を実施し、保管等の状況の把握及び指導を行う。

イ 収集運搬事業者に対し、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の収集運搬が周辺環境に影響を与えることなく安全に実施されるよう、監視及び指導を行う。

ウ 県民に対し、特別措置法第9条の規定に基づきポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管及び処分の状況の公表を行うなど情報の提供を行い、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理について県民の理解を深めるよう努める。

エ 県及び政令市は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実かつ適正な処理を推進するため、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管している事業者等からのポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管や処分についての相談に対応するとともに、本計画で定める期限までの処理を周知・啓発し、必要な調整及び指導を行う。

オ 県は、中小企業者等が保管するポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理にかかる費用の負担を軽減するために設けられた「ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金」(注)の造成に協力する。

注 高額にならざるを得ないポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理費用の一部を中小企業者等に助成するため、独立行政法人環境再生保全機構法第16条に基づき設けられた基金である。

国と47都道府県は、平成13年度から毎年度ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金に対し拠出を行っている。

なお、県では毎年度1億900万円を拠出している。

3 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理施設の整備に関する事項

第2の3(1)の表3に掲げるポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理施設については、日本環境安全事業株式会社による拠点的広域処理施設として東京ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理施設が整備されたところである。

また、柱上トランス等のポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理施設については、東京電力株式会社の処理施設が既に整備されている。

その他のポリ塩化ビフェニル廃棄物については、国において処理体制の整備を検討しているところである。

4 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の広域的な処理の体制

東京ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理施設は、一都三県のポリ塩化ビフェニル廃棄物を処分する施設である。このため、ポリ塩化ビフェニル廃棄物が確実かつ適正に処理されるための必要な事項について「東京ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理事業に係る首都圏広域協議会」(注)(以下「広域協議会」という。)において調整し、関係自治体と連携してポリ塩化ビフェニル廃棄物の円滑な処理を図る。

注 一都三県内のポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理について広域的に連絡、調整を行うため、一都三県及び一都三県内の政令市等で構成する協議会

第4 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実かつ適正な処理の推進

1 監視及び指導に関する事項

県及び政令市は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を確実かつ適正な処理の推進を図るため、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管している事業者及びポリ塩化ビフェニル電気工作物を使用している事業者に対し、ポリ塩化ビフェニル廃棄物又はポリ塩化ビフェニル電気工作物を紛失することのないよう、保管及び使用の状況を調査するとともに、必要に応じ立入調査を実施し、保管等の状況の把握及び指導を行う。

また、県及び政令市は、収集運搬事業者に対し、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の収集運搬が周辺環境に影響を与えることなく安全に実施されるよう、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物収集・運搬ガイドライン」の遵守の徹底を指導する。

2 関係地方公共団体との連携

一都三県の処理計画、収集運搬業の許可の基準、収集又は運搬に係る基準、緊急連絡体制の整備など必要な事項については、広域協議会において調整し、関係地方公共団体と連携してポリ塩化ビフェニル廃棄物の円滑な処理を図る。

3 県民及び事業者の理解を深めるための方策

県及び政令市は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管及び処分の状況を毎年度公表するとともに、パンフレットやホームページ等により、ポリ塩化ビフェニル廃棄物に関する情報を広く県民に提供する。

また、処理体制等が確立されていない微量ポリ塩化ビフェニル含有機器等の処理について、国の検討状況の把握に努めるとともに、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管している事業者及びポリ塩化ビフェニル電気工作物を使用している事業者に対し、把握した情報の周知を行うよう努める。